

平成 26 年度 第 12 回豊能町教育委員会会議（2 月定例会）会議録

日 時：平成 27 年 2 月 27 日（金） 午前 9 時 30 分～午前 11 時 52 分

場 所：豊能町役場（2 階）大会議室

出席者：教育委員 岸本恵子委員長、太田佳子委員長職務代理、古谷治委員、
石塚謙二教育長

事務局 今中教育次長、塩山教育総務課長、板倉教育支援課長、
船曳生涯学習課長、川西教育支援課子ども支援室長、
入江教育総務課課長補佐

会議次第

1. 議長（委員長）あいさつ
2. 審議事項
 - ・第 27 号議案 平成 26 年度豊能町要保護準要保護児童生徒の認定について
 - ・第 28 号議案 豊能町立認定こども園条例の改正について
3. 承認事項
第 3 号承認 平成 26 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について
3. 協議事項
 - ・今後の学校配置等に関することについて
4. 報告事項

開会 午前 9 時 30 分

1. 議長（委員長）あいさつ

議 長：ただいまの出席委員は 4 名です。過半数に達していますので、ただいまから 2 月度の教育委員会を開会します。会議録署名人を太田委員にお願いします。

本日は、第 27 号議案「平成 26 年度豊能町要保護準要保護児童生徒の認定について」のほか 1 議案を議題とする。

2. 審議事項

議 長：第 27 号議案「平成 26 年度豊能町要保護準要保護児童生徒の認定について」の提案理由の説明を求める。第 27 号議案は、対象世帯の所得や生活状況など個人情報を多く取り扱うので、豊能町教育委員会会議規則第 5 条の規定により秘密会として審議したいと思う。

（委員：全員異議なし）

議 長：全員異議なしと認めるので、本議案は、秘密会とする。

議 長：第 27 号議案「平成 26 年度豊能町要保護準要保護児童生徒の認定について」の提案理由の説

明を求める。

事務局：(第 27 号議案について説明)

(質疑応答)

議 長：質疑を終結する。採決を行う。提案の第 27 号議案「平成 26 年度豊能町要保護準要保護児童生徒の認定について」賛成の方の挙手を求める。

議 長：挙手全員である。第 27 号議案は可決されました。

議 長：第 27 号議案が終了したので、秘密会を解く。

議 長：次に、第 28 号議案「豊能町立認定こども園条例の改正について」提案理由の説明を求める。

事務局：(第 28 号議案について説明)

議 長：ただいまの提案に対する質疑を求める。

委 員：今まで保育所と幼稚園であったのが、認定こども園として1つになる理由について説明を求める。

事務局：子ども・子育て関連3法の1つである、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が平成 27 年 4 月 1 日に改正される。改正に伴い現行の認定こども園の法律上の位置付けが変わる。今は、保育所と幼稚園の位置付けがあった上に、認定こども園を位置付けていたが、法改正で、保育所と幼稚園の位置付けはなくなり、独立した認定こども園としての位置付けになる。今は、保育所と幼稚園でそれぞれ認可を得て、その上で、認定こども園の認可が必要であるが、法改正で、認定こども園としての認可のみでよいことになり、認可手続が迅速・簡素化される。事務局では、現在、ふたば園は認定こども園の認可を得ているので、法改正でも、新たな認可手続は不要と考えていたが、今年 1 月、大阪府から再度、認可手続が必要であるとの連絡があった。認可手続を進めていると、2月になって府の指摘で、本町の認定こども園条例の改正が必要であることが判明し、本日の提案となった。運営面では、保育所部と幼稚園部の区分はなくなるが、現状とさほど変わらない。

議 長：保育所部と幼稚園部はなくなるが、入園の際、保育時間と教育時間の扱いはどうなるのか。

事務局：入園・入所する前に、保育認定を行う。1号認定が教育認定。2号認定が3歳から5歳までの保育認定。3号認定(保育)は0歳から2歳までの保育認定になる。本来、認定申請から1カ月以内に認定証を発行することになるが、今は、認定事務が遅れており認定と入園・入所決定が同時になる。今年度の新制度の手続きは、そのような流れになる。保育料については、1号の教育時間の保育料と、2・3号の保育時間の保育料で設定するが、政令の定める上限の範囲内で設定していく。保育時間については、1号の教育時間は今の幼稚園と同様の教育時間であり、2・3号の保育時間についても、保育所と同様の保育時間である。

議 長：政令がまだ明確でないから、4月以降の保育料がまだ決まっていない状況なのか。

事務局：そのような状況で、保護者の皆様にはご不安な方もおられると思う。2月にふたば園、吉川

保育所、ひかり幼稚園の新入園・入所説明会を開いたが、その場に事務局が出向き、なぜ今、保育料を示すことが出来ないのか説明を行った。もう少し待っていただくことについて理解していただいたと思う。3月議会に条例を提案して、政令がでたら保育料を決めていきたい。

委員：ふたば園の保育所部と幼稚園部がなくなると、職員配置はどうなるのか。

事務局：幼保連携型認定こども園に関する規定では、園長は1名になる。今のふたば園長が兼務している、ふたば保育所長とふたば幼稚園長はなくなる。職員についても、今は、幼稚園の辞令、保育所の辞令の兼務辞令がでていますが、ふたば園では、それが保育教諭としての辞令になる。

議長：保育教諭の資格的には、どのようになるのか。

事務局：保育教諭は、幼稚園教諭と保育士の両方の資格を併せもつことになる。

議長：質疑を終結する。採決を行う。第28号議案「豊能町立認定こども園条例の改正について」賛成の方の挙手を求める。

議長：挙手全員である。第28号議案は可決されました。

3. 承認事項

議長：次に、第3号承認「平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について」提案理由の説明を求める。

事務局：(第3号承認について説明)

議長：ただいまの提案に対する質疑を求める。

委員：公表方法には異議はないが、要望として、前年比較や全国平均比較はあるが、豊能町での経年比較できないか。例えば、平成20年度以降をみての傾向がわかればよいと思う。もう1つは、就学前の運動遊びについて、この経験が非常に影響する。今後の対策をたてているが、その実施を要望する。

議長：質疑を終結する。本件を承認することとしてよいか。

(全員異議なし)

議長事：第3号承認は承認されました。

4. 協議事項

議長：次に「協議事項」の「今後の学校配置等に関すること」について、事務局の説明を求める。

事務局：(「今後の学校配置等に関すること」の資料について説明。)

議長：タイトルについて、今まで「今後の学校配置等に関すること」としていたが、今回「今後の小中一貫教育等に関する方向性について」に変更している。その点も踏まえ、意見を求める。

委員：3頁の「以上のような課題が考えられるが、小規模になるから見直すのではなく、小中一貫教育の良さが・・・」と、2頁では「保幼小中の一貫した教育と同時に学校配置等を視野に入れ・・・」の考えと若干矛盾するのではないか。小規模は施設等を含めた教育環境の問題であり、小中一貫教育はカリキュラムの問題と思うが、その2本立ではないかと思う。3頁の「思春期を迎える時期であり、小学校への影響を考慮すると完全な一体型でない方が望ましい」とあるが、数行下や4頁では、一体型あるいは隣接がよいという表現もあり、整合性を欠くと思われる。例えば、「一体型の場合は思春期を迎える時期を考慮する必要がある」というようにしてはどうかと思う。

委員：3頁の「以上のような課題が考えられるが」のところで、「小中一貫教育の良さがみえるような」の表現が気になる。「小中一貫教育により義務教育の質を高める取り組み」とし、小中一貫教育によって教育がよくなることを言いたいと思う。

議長：審議してきた者が読めばよくわかるが、初めて読む方には、伝わりにくい所もあると思うので、委員の意見も踏まえ、表現を変えていただければと思う。小規模だから見直すという表現は入れなくてよいのではないか。一体型の表現で、小学部、中学部とするのか、離れた隣接型とするのか。一体型だと完全な一体型をイメージしてしまうのでどのように表現すればよいか。全体的によくまとまっているので、表現だけ手直ししてもらいたい。

教育長：この会議での一体型の意味は、小学1年生から中学校3年生までの9年制で、間仕切りも何もない様なイメージで使っていた。中学校で難しい問題が起きた時の影響を考慮して、間仕切りがあって、小学校の部分と中学校の部分があるけれども校舎は一体であるという意味で使っていると理解している。隣接型は、校舎が数十mあるいは数百m離れているなど、距離感について意見を聞きたい。

委員：小中一貫校の9年制を行うには、特区申請が必要である。免許の問題とかカリキュラムを変えないといけない。現在は、小学校制度と中学校制度があり、今後、5年生で区切っても、今と同様の小学校と中学校の区切りでもよい制度になると聞いている。

議長：この点は明記した方が良いのか。

教育長：注釈を入れて使用するのは問題ないと思うので検討する。

議長：隣接型は小学校と中学校が同じ敷地内でない所に校舎がある場合だが、隣接の程度は今後議論が必要と思うが、小学校と中学校は、かなり交流ができ、カリキュラムの統一もできるイメージを思っている。

委員：事務局では隣接型をどのように考えているのか。

事務局：前回の平成22年度の答申では、本町では距離的には、東能勢小学校と東能勢中学校は隣接型に近いと思う。西地区では、距離的に遠いので分離型だと思う。隣接型は授業時間内で行き来できるイメージ。西地区ではその様にならないので分離型になると思われる。整理の仕方として、この会議での一体型は、「施設の一体型」での整理がよいのではないか。今後、小中一貫校が制度化されると思う。箕面市の「とどろみの森学園」（施設一体型小中一貫校）

の例では、校長1人、教頭3人の配置となっている。

教育長：今の話では、隣接型は隣同士に小学校と中学校があり、少し離れていれば分離型になると思う。完全な一体型は校長は1人。同じ校地に小学校と中学校があるなら、校長をそれぞれ1人置くこともある。校舎の問題と職員や管理職の配置の問題がある。

議長：先生が行き来ができることを望んでいるなら分離型ではなく、隣接型で、例えば、ふれあい広場と吉川中学校ぐらいの距離感のイメージだと思う。この場で小学校・中学校と言っているのは施設の一体型だと思う。このあたり、注釈も含めて文言の整理をお願いする。初めて読んだ方もイメージできるものにしたい。タイトルだが、「今後の小中一貫教育等に関する方向性について」でよいか。

委員：タイトルはこれでよいと思う。学校配置というタイトルだと、教育内容のイメージがわからないと思う。

議長：タイトルはこれでよいこととする。

委員：目標年度について、明記しにくいと思うが、早急な取組が必要であることを示さないとすぐ、年月が経ってしまうと思う。

議長：学校配置については、平成22年の学校配置適正審議会の時に議論を深めた思いがあったが、なかなか、動いていない現状が気になっている。特に西地区の学校再編というのは近々の課題である。

教育長：本町に保育・教育のカリキュラムがあり実施しているが、それを小学校1年生へどの様につなげるのか。来年度から小学校と園所を中心に3年計画で研究を進めようと思っている。28年度後半くらいから29年度にかけて、ソフト面で試行的に小1と園所を連携するプログラムの実施は可能と思う。

事務局：現状の課題をいかに克服していくか。来年度、目標を設定し、教員で切磋琢磨する場を設けようと思っている。

教育長：学校施設の整備では、検討、設計、実施まで一般的にどの程度期間が必要か。

事務局：3年程度は必要と思う。1年目に基本設計、2年目に実施設計、3年目に実施するような感じだと思う。

教育長：早期の取り組みを文言に入れるよう検討する。

議長：事務局で文言整理し、3月定例会で再度、提案してください。以上で本日の協議を終了する。

5. 報告事項

報告事項1：豊能町子ども・子育て支援事業計画（概要版）案の説明
計画期間：平成27～31年度までの5年計画

報告事項 2 : 平成 26 年度 保育所、幼稚園、認定こども園及び小・中学校の修了式、卒園式、卒業式の出席依頼について

報告事項 3 : 地域少子化対策強化事業「パステルアート」について

報告事項 4 : 平成 26 年 12 月度の教育委員会定例会で審議し、改正内容について可決した生涯学習課所管の下記のスポーツ施設の規則改正 3 議案について、法制担当部署と協議し、成文化したので説明・報告する。

- ・ 第 20 号議案 豊能町立ふれあい広場使用規則の改正について
- ・ 第 21 号議案 豊能町立スポーツ広場条例施行規則の改正について
- ・ 第 22 号議案 豊能町立野間口青少年総合スポーツセンター管理運営規則の改正について

報告事項 5 : 生涯学習関連事業（オオサカンコンサート）について

議 長 : 以上で、本日の案件は全て終了した。教育委員会会議を閉会する。

○ 3 月度の教育委員会会議について

* 3 月 19 日（木）午前 9 時 30 分開催予定

○ 4 月度の教育委員会会議について

* 4 月 23 日（木）午前 9 時 30 分開催予定

閉会 午前 11 時 52 分

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

平成 27 年 3 月 31 日 署名

豊能町教育委員会
委 員 長

岸本恵子

会議録署名人

太田佳子